

平成14年5月13日

新税導入に向け『豊島区法定外税検討会議』設置 ～ 鉄道事業者5社の代表も会議のメンバーに ～ 第1回検討会議は5月17日開催

「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」の2つの法定外目的税構想を打ち出している豊島区では、その導入について検討するため『豊島区法定外税検討会議』を立ち上げることにし、委員の人選を行ってきた。本日、その内容やメンバーなどが庁議に報告され、正式に『豊島区法定外税検討会議』が設置された。第1回検討会議は5月17日（金）午後7時から開催される。

本年1月23日、区が新税構想を発表して以来、その社会的な反響は非常に大きく、区民をはじめ多くの方々からさまざまな意見が寄せられている。新たな税の導入には多くのハードルがあり、実現に向けて区も区民集会の開催や広報紙・ホームページ等を通じた情報提供を積極的に行ってきたが、その一方で専門的な立場からも広く議論を尽くさねばならない。今回設置された『豊島区法定外税検討会議』（以下『検討会議』）は、法定外税のあり方や導入の是非等を含め、多角的な視点から論議を深めることを目的としている。

『検討会議』の委員は、租税理論や都市問題・行政法を専門とする学識経験者8名、区民代表6名、納税義務者となる鉄道事業者や建築・不動産関係団体および自転車関係団体などから11名、区職員4名の計29名で構成される。特に動向が注目されていた鉄道事業者については、豊島区内に乗り入れている鉄道5社全ての代表が委員として会議に参加する（委員の名簿は別紙参照）。

検討期間は概ね1年間で、会議の開催時間は夜間を予定している。会議は原則公開され、会議録はホームページにも掲載する予定。

会議体の構成は、『検討会議』のもとに2つの部会と専門委員会を設置する。審議は、まずそれぞれの部会で「放置自転車等対策税」および「ワンルームマンション税」の導入の背景や現状分析、さらに対応策、税導入の妥当性等について議論を積み重ねる。各部会での検討は3～4回を予定、6月以降交互に開催。それら部会の議論を踏まえ、学識経験者で構成する専門委員会が法定外税のあり方、導入の適否等を専門的な見地から審議し、報告書を作成する。作成された報告書は、会長から区長に提出される。

区では、新税導入には『検討会議』での十分な審議・検討などが不可欠と考えており、同会議における審議結果を尊重し、平成15年には議会への条例提案の可否を判断することとしている。

詳細： 総務部税務課長

豊島区法定外税検討会議の設置について

1. 設置の趣旨

地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するために設置する。

2. 検討事項

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関すること
- (2) ワンルームマンション税の導入に関すること
- (3) その他区長が必要と認める事項

3. 構成

- (1) 学識経験者 8人
- (2) 区民代表 6人
- (3) 関係団体等 11人
(鉄道事業者、自転車関係団体、建設関係団体等)
- (4) 区職員 4人
(政策経営部長、総務部長、都市整備部長、土木部長)

検討会議全体
29人

※幹事；区職員 8人…検討会議にオブザーバーとして参加
(財政課長、広報課長、税務課長、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、建築指導課長、交通安全課長)

4. 運営(部会・専門委員会)

検討会議は公開を原則とし、部会及び専門委員会を設置

- (1) 部会…委員全員が下記部会のいずれかに所属
現状と課題、対応策、税導入の妥当性等について検討
○第一部会；放置自転車等対策税
○第二部会；ワンルームマンション税
- (2) 専門委員会…学識経験者により構成
法定外税のあり方、導入の適否等を専門的な見地から検討し、報告書案を作成

5. 検討期間・日程等

- (1) 期間
概ね1年間(平成14年5月～、月1回程度開催、開催時間は夜間を予定)
- (2) 日程等—予定—
 - ①検討会議(第一回)開催；5月17日(金)
 - ②部会検討；各部会3～4回、6月以降交互に開催
 - ③部会の意見を踏まえ、専門委員会で報告書案作成
 - ④検討会議に報告書案を提示
 - ⑤検討会議の意見を踏まえ、報告書を作成し区長に提出

6. 事務局

総務部 税務課

豊島区法定外税検討会議設置要綱

平成14年4月26日
区 長 決 裁

(設置の目的)

第1条 地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するため、豊島区法定外税検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関すること。
- (2) ワンルームマンション税の導入に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 学識経験者 | 8人以内 |
| (2) 区民代表 | 6人以内 |
| (3) 関係団体等 | 11人以内 |
| (4) 区職員 | 4人以内 |

(会長及び副会長)

第4条 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会議を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 検討会議には、所掌事項について検討を行うための部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる部会とし、検討会議委員は原則としていずれかの部会に所属するものとする。
 - (1) 第一部会（放置自転車等対策税に関する部会）
 - (2) 第二部会（ワンルームマンション税に関する部会）
- 3 部会の運営は、会長が指名する部会長が行う。

(専門委員会)

第6条 検討会議には、法定外税のあり方、法定外税導入の適否について、専門的な見地から検討を行う専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、検討会議委員のうち、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門委員会は、部会の意見を踏まえて報告書案を作成する。

(報告)

第7条 会長は、専門委員会で作成された報告書案を検討会議に提示し、検討会議委員の意見を求めるものとする。

2 会長は、検討会議委員からの意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

第8条 検討会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。

3 検討会議、部会及び専門委員会の会議は公開とする。ただし、各会議の決定により、非公開とすることができる。

(幹事)

第9条 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

2 幹事は政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、総務部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部都市開発課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築指導課長、土木部交通安全課長をもって充てる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。

豊島区法定外税検討会議委員名簿

区 分	氏 名	現 職 等	
学 識 経 験 者	岩 田 規久男	学習院大学経済学部教授	
	今 井 勝 人	武蔵大学経済学部教授	
	池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授	
	中 村 芳 昭	青山学院大学法学部教授	
	内 山 忠 明	日本大学法学部教授	
	山 川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授	
	小 林 秀 樹	千葉大学工学部助教授 (豊島区住宅対策審議会委員)	
	野 口 和 俊	弁護士(豊島区都市計画審議会委員、豊島区建築審査会委員)	
区 民 代 表	岩 原 由紀子	主婦	
	齊 木 勝 好	会社経営	
	佐 藤 智 重	自営業	
	平 山 平	区政モニターOB会会長	
	松 浦 純 子	高校教諭	
	柳 田 好 史	会社員	
関 係 団 体 等	(放置自転車等 対策税関係)	林 康 雄	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部投資計画部長
		黛 雅 昭	西武鉄道(株) 管理本部取締役企画部長
		古 澤 廣 道	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部長
		小 見 龍一郎	帝都高速度交通営団 経理部長
		鷺 田 能 敬	東京都交通局経営企画室長
		堤 良 三	街づくり自転車活用研究所所長
		平 野 和 範	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局次長
	(ワーカーマンション税関係)	織 本 真一郎	(社) 東京都建築士事務所協会 豊島支部長
		梶 田 紘 利	(社) 東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
		西 田 鐵 男	(社) 日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
		佐 藤 信 哉	首都圏中高層住宅協会 会長
	区 職 員	小 野 温 代	政策経営部長
		荒 井 正 典	総務部長
		山 木 仁	都市整備部長
増 田 良 勝		土木部長	

参 考

豊島区法定外税検討会議幹事名簿

所 属	氏 名	備 考
政策経営部 財政課長	齋藤 賢司	
” 広報課長	岡本 晃治	
総務部 税務課長	吉川 彰宏	
都市整備部 都市計画課長	上村 彰雄	
” 都市開発課長	石井 雄三	
” 住宅課長	齊藤 雅人	
” 建築指導課長	田村 守男	
土木部 交通安全課長	北本 治	

豊島区法定外税検討会議構成イメージ

検討会議 (29人)

構成；学識経験者 8人 会長；1名（学識経験者による互選）
 区民代表 6人 副会長；1名（会長指名）
 関係団体等 11人
 区職員 4人 幹事(会議補佐)；区職員 8人

運営；会議（検討会議・部会・専門委員会）は原則として公開

会長は専門委員会から示された報告書案について検討会議委員の意見を求め、その意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。

